

2010-11-19

武田薬品工業株式会社湘南研究所との

環境・安全に関する協定書に係る覚書

(修正案)

(修正・加筆箇所は、網掛により示してあります。)

武田問題対策連絡会
連絡先 小林 麻須男
藤沢市亀井野 1371-5 44-0375

藤沢市（以下「甲」という。）と武田薬品工業株式会社（以下「乙」という。）

とは、両者間の2011年1月日に締結した「武田薬品工業株式会社湘南研究所の**安全および環境保全に関する協定書**」（以下「協定」という。）の実施に関し、協定第29条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

第1条 協定第7条から第10条で規定する管理目標とは、乙が環境保全を図る上で、良好な研究所（協定の前文に規定する研究所をいう。以下、覚書において同じ。）の運営・管理を行なうために、甲乙協議した上で乙が自主的に設定する管理値である。ただし、当該数値は法令と同等又は法令より厳しいものとする。

第2条 管理目標を次のとおり定める。

(1) 協定第7条の管理目標は、別表1の**1ボイラー 2ガスエンジンのとおりとする**

(別表1の3 廃棄物焼却炉 は削除する)

(2) 協定第8条の管理目標は、別表2の**公共水域に放水する規定に置き換え**のとおりとする

(3) 協定第9条の管理目標は、別表3及び別表4に**低周波空気振動の管理目標の表(要追加)**のとおりとする **(低周波空気振動の管理目標を追加する)**

(4) 協定第10条の管理目標は、別表5のとおりとする

2 前項に定める管理目標は、良好な研究所の運営・管理を行なうために、研究所稼働後1年程度の運営実績を勘案し、甲乙協議した上で、乙が必要に応じて見直し、甲に報告する。また、法令の改正等社会情勢の変化に対応する場合も同様とする。 **其れまでの間は環境アセスより設定する。**

第3条 乙は、協定第12条から第16条を遵守するため、社内規定類を整備るものとする。

整備した結果を環境安全協議会に報告する。

第4条 乙は、協定第12条から第14条に規定する実験に係る設備の定期点検記録を3年間保存する。**記録を環境全協議会に報告する。**

第5条 乙は、協定第18条第3項及び第19条第3項に規定する教育訓練の実施記録を3年間保存する。**実施記録を環境安全協議会に報告する。**

第6条 協定第22条に規定する「事故」とは、天災、破壊、漏えい、火災若しくは爆発等が起こり、環境に影響を及ぼし、または及ぼす恐れがある場合をいう。

微生物の漏洩や実験動物の逃亡、法令基準を外れた研究材料の漏洩についても事故として同様の処置をとる。

2 協定第22条の第4項に規定する地域住民・市民とは、市内に居住ないし通勤・通学する者、**ならびに環境安全協議会参加地域住民**とし、同行者については、甲と乙がその都度協議して定めるものとする。

3 協定第22条の第4項に規定する地域住民、**市民ならびに環境安全協議会参加地域住民**の同行は、甲の立入検査の立会いとし、同行人数は甲乙協議の上決定する。

第7条 協定第23条に規定する自主測定の実施回数は、別表1から別表5のとおりとする。

2 実施結果の甲への報告回数は年1回、記録の保存期間は測定後3年間とする。

定常的あるいは定期的に行うものも、その間の結果をまとめて報告する。

第8条 乙は、協定第25条第2項に規定する苦情の受付は、休日・夜間も対応できる体制を整える。

第9条 甲及び乙は、研究所周辺の良い生活環境の保全のため、協定及び覚書の履行状況等の確認を行うため、少なくとも年1回は協議を行う。**環境安全協議会に報告する。**

2 前項の協議の結果、覚書の改定が必要となったときは、遅滞なく改定するものとする。

この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2011年(平成23年)月 日

甲 藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市長 海老根 靖典

乙 大阪市中央区道修町四丁目1番1号

武田薬品工業株式会社

代表取締役社長 長谷川 閑史

< 別表 ~ 変更部分のみ >

別表 1 大気汚染に係る管理目標

3 廃棄物焼却炉 (実験動物の焼却は含まない) 一般ゴミは行政の焼却炉に出すので、網目ごと削除となる

別表 2 水質汚濁に係る管理目標

公共水域に放出する場合の規制値に置き換える

生物化学的酸素要求量(BOD)

10

浮遊物質(SS)

70

別表 5 悪臭に係る管理目標 発生源である対象を明示する 実験動物の排泄物貯留槽
管理目標

法令基準 注*悪臭の法令基準が工業専用地域適用の値であることは誤りである

臭気指数として 近隣住民が臭気を感じないレベル